

令和3年度第6回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員以上の3名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は11名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-5、3-6の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-5について報告します。場所は■■■■振興会館から■■■■の方向へ■■■■の場所にあります。9月28日に■■■■農業委員さんと私で調査を致しました。調査内容ですが小作人のかたがそのまま譲渡されるということです。今までも田で米を作られているということで書類もすべて揃っております。ご審議の程よろしくをお願いします。 それから3-6について報告します。これも■■■■振興会館から■■■■へ■■■■kmのところにあります。■■■■委員さんと28日に調査致しました。■■■■番地に一部池にされていたところがあったんですが、それを埋戻しをされて畑を作るということで話を聞いてきました。ハウスをされているので問題はないと思います。
	議 長	ありがとうございました。3-7、3-8の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-7と3-8を一括で報告させて下さい。まず3-8ですが■■■■号線から■■■■方面へ約■■■■kmの場所にあります。■■■■というところですよ。調査日時は9月25日に■■■■農業委員と申請者の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんのお父さん同行のもと調査しました。申請農地の譲渡し人は高齢であり耕作することが困難となり牧草地として貸し出されておりました。双方からの解約届も出ております。譲受人が譲り受けて新規就農で■■■■を栽培されるものです。なお3-7は3-8と一体です。所有権移転をされても何ら

		問題ないものと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	事務局長	事務局から補足説明ですが、先ほど■■■■推進委員からため池について話してありましたが、■■■■と■■■■に養魚地がございます。それを含めての申請でしたので今のままですと養魚地は一時転用の扱いになりますので、今の所有者の■■■■さんが一時転用しなければいけないということがおきますので協議いたしまして、今現在養魚をしておりますのですべて埋戻しをされました。■■■■はすでに農地ではございませんのでここについてはこちらのほうから指導等は何もしておりませんが、それ以外の3つについては埋め戻されて畑にされた上での3条申請となっております。ですから、こういうのがもしパトロールでありましたら無断転用の事実でございますので、所有者のかたには養魚地については3年から5年間の一時転用の許可がいりますよと指導をお願いします。ここが遊休農地の場合は10年までOKよというのが今回出ておりますが、農振農用区域なら3年から5年間の一時転用の案件になりますので、パトロール中に養魚地がありましたら事実確認を行って事務局のほうにも連絡いただいて所有者のかたや事業者のかたに指導をお願いしたいと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きますして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-15の案件につきまして■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-15について報告します。場所は■■■■から■■■■に約■■■■kmの■■■■地区にあります。申請人でありまして■■■■さんの自宅の前になります。9月23日に■■■■委員と申請人である■■■■さんそれと私の3人で現地調査を行いました。生活廃水、トイレの浄化槽の設置及び車庫の設置をするためであり、近隣に迷惑になるようなことはなく添付書類もすべて整っております問題はないものと思われまます。審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。4-16の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-16について報告します。場所は■■■■から■■■■号線を■■■■へ約■■■■のところにあります。9月25日に■■■■委員と申請者の■■■■さん同行のもと現

		地調査しました。事後報告ですがすでに工事が完了し始末書も出ております。合併浄化槽を設置されるもので一部転用です。ご審議の程よろしくお願い致します。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	■です。今後こういった案件が出た時のために確認をしたいんですが、地下に埋設する施設というのは地上に出ている部分だけを転用という形でいいのか、地下に埋設する部分全体も含めるのか、深さ等の規定があるのか教えてください。
	事務局長	事務局から回答しますが、土地の権利については深さと上空何百メートル以下は国のものというのがございます。詳しい数字は調べて後日皆さんにお示ししたいと思います。総会は深さとかではなく面積ですので、深さは表面積の面積そのままということだと思います。ここに図が書いてあるのも表面積の内に入っておりますので、底が広くても転用面積には入っておりません。例えば上のコンクリートの面積が少なく底のほうがいとかそういった場合をお尋ねだと思うんですけど、その場合は表面積に戻して転用になるかと思いますが、農地の強度があればそのところは耕作が出来ると思われしますので、上に出ているコンクリート部分が耕作できないということで今回の一部転用の申請だと思うんです。そのところはまた確認して深さ1m以下の広がっているところは転用にならないとか、耕作できなければ転用なんですけど耕作できるとなれば転用面積に入れなくてもいいんじゃないかと思っていますので、今回も入れておりません。また後日整理して違えば皆さんのほうに情報提供したいと思います。合併浄化槽は今回も2件出ていますけど、もし今後相談がありましたら4-16の■さんからも指摘があったそうなんですけど、業者さんも知らないということがございました。農業委員会のほうの周知が足りないんじゃないかと、所有者のかたも知らなかったという指摘がございました。今に始まったことではないんですが環境衛生課にも連絡しまして、合併浄化槽の場合ですと設置届けが出されるんですがその時に地番をつけて出されます。そこで農地であったら農業委員会に相談してみてくださいという指導をお願いしますと伝えてますので、もし皆さんにもご相談がありましたら農地となっているものは農業委員会に申請がいるよと指導をお願いしたいと思います。環境衛生課も何も言わなかったというご指摘もありますので今後は役場の中の横の連携をしていきたいと思っています。よろしく申し上げます。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。

		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。5-20の案件につきまして担当推進委員による現地調査をお願いしておりますが、本日は農業委員さん推進委員さんともに欠席でございますので事務局から報告させていただきます。
	事務局長	■■■■推進委員さん、■■■■農業委員さん兩名とも欠席でございますので事務局のほうから報告させていただきます。5-20につきまして報告いたします。場所は■■■■から■■■■の方角へ■■■■線を約■■■■km行った場所にあります。9月25日に■■■■委員と■■■■推進委員で調査しておられます。譲渡し人はこの土地ではもう耕作をしておりません。今後も耕作をすることは考えておられずそのまま荒らすのは周辺へ迷惑が掛かるとのことで、譲受人は■■■■さんでございますが、このかたは令和元年度12月総会3-27号の3条許可によりまして■■■■さんより農地をすべて取得されております。そのかたが借り受けて空き家バンクで購入した住宅に入るための進入路に転用するものでございます。造成等の工事は自分ですとのことであります。周りの農地への影響は考えられず問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら申し上げます。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-2、1-3の案件につきまして両委員さんとも欠席でございますので、事務局のほうから報告をお願いします。
	事務局長	それでは先ほどと同じく■■■■委員、■■■■推進委員が欠席でございますので事務局のほうで報告させていただきます。受付番号1-2ですが場所は■■■■から■■■■の方向へ■■■■線を約■■■■km■■■■線を■■■■行っただころにあります。9月25日に■■■■委員と■■■■推進委員と土地所有者の■■■■氏で調査しておられます。利用状況調査の判定がない土地でございますして申請地については昭和60年頃から約40年以上耕作されておらず、現況についてもすでに山林化しており農地への復元は困難であると思われまます。 続いて受付番号1-3について報告します。場所は先ほどと同じで隣接しておるんですが、■■■■から■■■■の方角へ■■■■線を約■■■■km■■■■線を■■■■程行っただ場所にあります。調査日も

		<p>同じく9月25日に■■■■委員と■■■■推進委員で調査され、所有者の■■■さんは所用につき来られておりません。この土地につきましては利用状況調査によりB判定が出ている農地でございます。申請地につきましては平成26年ごろの利用状況調査によりすでにB判定になっている土地でございます。現況についてもすでに山林化しており農地への復元は困難であると思われます。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。1-4の案件につきまして、■■■農業委員お願いします。</p>
	■■■番	<p>■■■■地区担当の■■■です。受付番号1-4について報告します。場所は■■■■から■■■に■■■kmの場所にあります。9月26日に■■■■推進委員さんと調査しました。申請人の■■■さんは愛知県におられるため来られませんでした。20年前から耕作されておらず山林化し農地への復元は困難だと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
	議長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	■■■番	<p>1-2、1-3はかなり隣接したところなんですけどもこれはどういう目的で非農地証明が出てきたのかなと思うんですが、他にも非農地になるような水田等が見受けられるんですがこの辺はどうなんでしょうか？</p>
	事務局長	<p>事務局からお答えします。今回出てきたのは地目変更が目的ではあるんですが、ここは国調の時に所有者と管理者が入れ替っているそうです。ですので、今回同じ所有者同士で合併処理をするために、所有者が登記簿の名前と違いますのでそこのところを所有権移転したいということです。所有者を同じにして合併処理をするために、3条ですと耕作しなければいけませんので、すでに非農地化しておりますのでまず非農地証明を出されてそののちに地目変更されて所有権移転される予定です。ですので、必要なところだけ今回出されております。</p>
	議長	<p>周辺の田んぼが点々と残っているのはパトロールで赤判定がしてある？</p>
	事務局長	<p>航空写真に網掛けがしておりませんので赤判定は出ておりません。よく所有者のかたからこの農地は非農地通知して判定が出ていて、その奥の農地も山なのに何で判定が出ないのかというのがありますので、今年のパトロールでそこのところをよく確認して自分のパトロール地区を見て、赤い網掛けがしている奥の土地がありましたらE判定を出して下さい。こういうところが結構見受けられます。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第5号議案	議長	<p>続きまして議案第5号「神石高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>

	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	数人の共有に係る土地についての利用権設定期間の上限に関する改正が削除されたということですが、ということは利用期間は何年でもいいんですか？
	■	今のご質問は12ページでご説明させて頂いたんですけども、共有名義のかたの相続人がいらっしゃった場合、相続人全員から印鑑をもらって設定するのが本来ですが2分の1の共有以上のものがあれば最大20年まで上限を設定しますよというものでございます。それは基本構想には載っていたんですが、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正によりましてその施行規則の中にこの文面が明記されたんです。施行規則の中に明記されましたので基本方針の中から削除していいですよということになりました。ですからその内容2分の1以上で20年というのは残っておりますので、ここが削除されたから上限がなくなったということではなくて上限自体は残っております。
	■番	今の話していくと共同名義なら上限が20年ということなんですけど、共同じゃなくて個人対個人だったら上限はどうなるのかな？
	■	個人の場合相続人が10人いらっしゃったら10人から全員承認がもらえなくても6人まで承認がもらえれば20年まで利用権設定できますので個人対個人でも同じような取扱いになります。
	■番	上限は変わらない？
	■	資料の44ページの新旧対照表に書いてあるように数人の共有に係る土地の利用権について20年を超えない場合となっておりますので、要は上限については20年、2分の1の持ち分の同意を得ることができれば20年は上限を設定することができるということでございます。20年という上限については基本方針からは削除されていますが、規則のほうには載っていますので今まで通りの取り扱いとなります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「神石高原町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時39分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年10月28日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>6番 石井委員</p> <hr/> <p>10番 城山委員</p> <hr/>

--	--	--